
川場村障害福祉計画

(第4期)

平成27年度～平成29年度

【素案】

平成27年3月

川場村

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
(1) 障害福祉計画について.....	2
1-2 障害者制度改革の経緯	3
(1) 社会福祉基礎構造改革と支援費制度.....	3
(2) 障害者自立支援法.....	3
(3) 障害者総合支援法への改正.....	4
1-3 第 4 期障害福祉計画の位置づけ	5
(1) 法的な位置づけ.....	5
(2) 他の計画との関係.....	5
1-4 計画の期間	5
1-5 障害者総合支援法の概要	6
(1) 目的の改正.....	6
(2) 基本理念の創設.....	6
(3) 障害者・障害児の範囲の見直し.....	6
(4) 障害支援区分の見直し.....	6
(5) 障害者に対する支援の拡充.....	8
(6) サービス基盤の計画的整備.....	9
第 2 章 川場村の障害者をめぐる現状	10
(1) 各種手帳の所持者数.....	10
(2) 障害支援区分の認定の状況.....	10
第 3 章 計画の基本方針と平成 29 年度の目標の設定	11
3-1 基本理念	11
3-2 平成 29 年度の成果目標の設定	11
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	11
(2) 地域生活支援拠点等の整備.....	12
(3) 就労支援事業の利用者数.....	12
第 4 章 障害福祉サービス量の見込みと確保策	13
4-1 障害福祉サービスの体系	13
4-2 障害福祉サービス量の見込み	14
(1) 訪問系サービス.....	15
(2) 日中活動系サービス.....	16
(3) 居住系サービス.....	19

(4) 障害児支援.....	20
(5) 相談支援.....	22
4-3 地域生活支援事業	24
(1) 必須事業.....	24
(2) 任意事業（その他の事業）	28
4-4 総合的な支援体制	29
(1) 計画相談支援.....	29
第5章 計画の推進、点検・評価.....	30
5-1 計画の推進	30
5-2 PDCAサイクルによる点検、評価	31

第1章 計画策定にあたって

「川場村障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「国の基本指針」という。）に即し策定するものです。

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に基づく「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」における各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における目標値の設定と各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めます。

1-1 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられ、3か年を1期として策定することが定められています。

平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間とした第1期計画では、障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系移行期限の平成23年度までに達成するための中間段階の計画として、続く「第2期計画（平成21年度から23年度）」では、新サービス体系における事業の定着や移行に係る新たな課題への対応等を図っていく計画として、「第3期計画（平成24年度から26年度）」では、新サービス体系移行後の計画として策定しました。

この間、障害福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が平成24年に成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障害及び精神障害における障害区分の適切化などの改正が行われました。

「川場村障害福祉計画（第4期）」（以下、「第4期計画」）は、障害者総合支援法に基づき、平成27～29年までの3年間を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本村における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

(1) 障害福祉計画について

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、次の3点が挙げられています。

- 1 各年度における障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する3か年の実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

(参考) 【障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

(以下省略)

1-2 障害者制度改革の経緯

(1) 社会福祉基礎構造改革と支援費制度

平成11年6月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示されました。

この改革は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものでした。

この改革の理念は、「個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念に基づいて推進する」としています。また、以下のような具体的な方向性が掲げられました。

- ・個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・質の高い福祉サービスの拡充
- ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

これを受け、障害者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する仕組みとして、平成15年に「支援費制度」が導入されました。

ノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、障害者保健福祉施策は飛躍的に充実しましたが、

- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供され、
- ②施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと、
- ③地方自治体間におけるサービスの提供体制の格差が大きいこと、
- ④支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難なこと等、制度上の問題点が指摘されていました。

(2) 障害者自立支援法

支援費制度の問題点や課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。同法の主な柱は、①障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう障害福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編、②市町村が一元的にサービスを提供する、

③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の仕組みの透明化・明確化等が挙げられます。また、障害のある人々の自立を支えるために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定が定められました。

○障害者自立支援法をめぐる動向

障害者自立支援法の施行後、①サービス利用料1割負担の導入による利用者の負担増大、②事業報酬の減収、③新事業体系への転換の遅れ、④地域生活支援事業の実施への不安等が課題として挙げられました。

このため国では、平成18年から平成20年度の3年間の特別対策として、①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。また、平成19年12月には、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進を実施しました。更なる、平成22年4月には、低所得者の障害福祉サービス及び補そう具に係る利用者負担について無料化としています。

(3) 障害者総合支援法への改正

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理し直すとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月「障害者総合支援法」が「障害者自立支援法」に代わるものとして施行されました。

法律名は「障害者総合支援法」に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

※障害者総合支援法の概要はP6参照

1-3 第4期障害福祉計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

障害福祉計画は、「障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

(2) 他の計画との関係

本計画は、村の最上位計画である「川場村総合振興計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「川場村障害者計画」、「群馬県障害福祉計画・障害者支援計画」との整合を図り策定します。

1-4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

なお、本計画に定める事項については、定期的に評価を行い、必要があると認めるときは計画期間中においても見直しを行うものとします。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1期計画											
			第2期計画								
						第3期計画					
									第4期計画		

1-5 障害者総合支援法の概要

(1) 目的の改正

法の目的で「障害者(※)及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」との表記を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

(2) 基本理念の創設

第1条の2に新たに「基本理念」を創設され、

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが掲げられました。

(3) 障害者・障害児の範囲の見直し

法が対象とする障害者の範囲について、これまで示されていた身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加えられました。（次ページ参照）

(4) 障害支援区分の見直し

障害者自立支援法の「障害程度区分」について、名称を「障害支援区分」に改めるとともに、区分の認定が障害の多様な特性や心身の状態に応じて適切に行われるよう、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直しが行われました。

■難病の対象（131疾患）

1	IgA腎症	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	102	TNF受容体関連周期性症候群
2	亜急性硬化性全脳炎	53	混合性結合組織病	103	天疱瘡
3	アジソン病	54	再生不良性貧血	104	特発性拡張型心筋症
4	アミロイドーシス	55	再発性多発軟骨炎	105	特発性間質性肺炎
5	ウルリッヒ病	56	サルコイドーシス	106	特発性基底核石灰化症
6	HTLV-1関連脊髄症	57	シェーグレン症候群	107	特発性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症	58	CFC症候群	108	特発性血栓症
8	遠位型ミオパチー	59	色素性乾皮症	109	特発性大腿骨頭壊死症
9	黄色靱帯骨化症	60	自己貪食空胞性ミオパチー	110	特発性門脈圧亢進症
10	潰瘍性大腸炎	61	自己免疫性肝炎	111	特発性両側性感音難聴
11	下垂体前葉機能低下症	62	自己免疫性溶血性貧血	112	突発性難聴
12	加齢性黄斑変性症	63	視神経症	113	難治性ネフローゼ症候群
13	肝外門脈閉塞症	64	若年性肺気腫	114	膿疱性乾癬
14	関節リウマチ	65	シャルコー・マリー・トゥース病	115	嚢胞性線維症
15	肝内結石症	66	重症筋無力症	116	パーキンソン病
16	偽性低アルドステロン症	67	シュワルツ・ヤンペル症候群	117	バージャー病
17	偽性副甲状腺機能低下症	68	神経性過食症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
18	球脊髄性筋萎縮症	69	神経性食欲不振症	119	肺動脈性肺高血圧症
19	急速進行性糸球体腎炎	70	神経線維腫症	120	肺胞低換気症候群
20	強皮症	71	神経有棘赤血球症	121	バッド・キアリ症候群
21	巨細胞性動脈炎	72	進行性核上性麻痺	122	ハンチントン病
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	73	進行性骨化性線維形成異常症	123	汎発性特発性骨増殖症
23	ギラン・バレー症候群	74	進行性多巣性白質脳症	124	肥大型心筋症
24	筋萎縮性側索硬化症	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	125	ビタミンD依存症二型
25	クッシング病	76	スモン	126	非典型溶血性尿毒症症候群
26	クリオピリン関連周期熱症候群	77	正常圧水頭症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
27	グルココルチコイド抵抗症	78	成人スチル病	128	びまん性汎細気管支炎
28	クロウ・深瀬症候群	79	成長ホルモン分泌亢進症	129	肥満低換気症候群
29	クローン病	80	脊髄空洞症	130	表皮水疱症
30	結節性硬化症	81	脊髄小脳変性症	131	フィッシャー症候群
31	結節性多発動脈炎		(多系統萎縮症を除く。)	132	封入体筋炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病	82	脊髄性筋萎縮症	133	ブラウ症候群
33	原発性アルドステロン症	83	全身型若年性特発性関節炎	134	プリオン病
34	原発性硬化性胆管炎	84	全身性エリテマトーデス	135	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
35	原発性高脂血症	85	先天性QT延長症候群	136	ベスレムミオパチー
36	原発性側索硬化症	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	137	ベーチェット病
37	原発性胆汁性肝硬変	87	先天性筋無力症候群	138	ペルオキシソーム病
38	原発性免疫不全症候群	88	先天性副腎低形成症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
39	顕微鏡的多発血管炎	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー
40	硬化性萎縮性苔癬	90	大脳皮質基底核変性症	141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
41	好酸球性筋膜炎	91	高安動脈炎	142	慢性腭炎
42	好酸球性消化管疾患	92	多系統萎縮症	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	93	多発血管炎性肉芽腫症	144	ミトコンドリア病
44	後縦靱帯骨化症	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	145	メニエール病
45	甲状腺ホルモン不応症	95	多発性嚢胞腎	146	網膜色素変性症
46	拘束型心筋症	96	遅発性内リンパ水腫	147	もやもや病
47	広範脊柱管狭窄症	97	チャージ症候群	148	ライソゾーム病
48	抗リン脂質抗体症候群	98	中毒性表皮壊死症	149	ランゲルハンス細胞組織球症
49	コステロ症候群	99	腸管神経節細胞減少症	150	リンパ脈管筋腫症
50	骨髄異形成症候群	100	TSH受容体異常症	151	ルビンシュタイン・テイビ症候群
51	骨髄線維症	101	TSH分泌亢進症		

(5) 障害者に対する支援の拡充

①重度訪問介護の対象拡大

これまで「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」とされてきた対象を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」に改正され、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対象が拡大されました。

②ケアホームとグループホームの一元化

共同生活を行う住居における介護サービスが柔軟に提供できるよう、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、1人で暮らしたいというニーズに応えていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

③地域移行支援の対象拡大

住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を内容とする「地域移行支援」の対象（障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者）に保護施設、矯正施設等に入所している障害者が加えられました。

④地域生活支援事業の拡大

障害者に対する理解を深めるため、下記を市町村が行う事業に追加されました。

- 1) 研修や啓発を行う事業、
- 2) 意思疎通支援を行う者を養成する事業等

【市町村】

- ア) 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- イ) 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ウ) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- エ) 意思疎通支援を行う者の養成

(6) サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項として追加
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化（PDCAサイクルにそった障害福祉計画を見直し）
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

また、法の施行後3年を目途として次のことを検討することとなっています。

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

第2章 川場村の障害者をめぐる現状

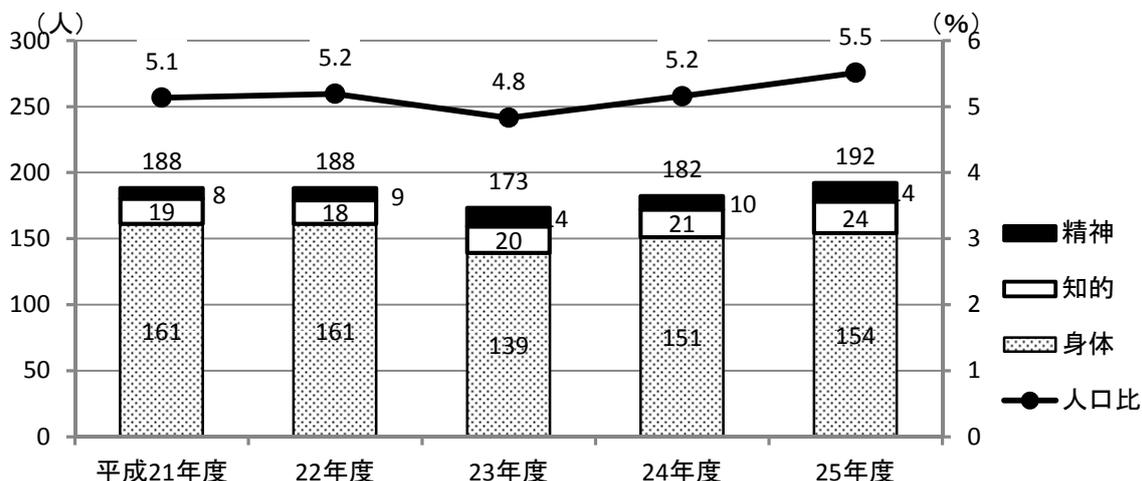
(1) 各種手帳の所持者数

各種障害者の手帳所持状況をみると、平成25年度末現在、身体障害者手帳所持者が154人、療育手帳所持者が24人、精神障害者保健福祉手帳所持者が14人となっており、身体障害者の割合が全体の8割強を占めています。

各種手帳所持者の延人数(※)は、185人前後で推移しており、村の総人口に対する割合は5%前後で推移しています。

※重複障害により2種類以上の手帳を所持している場合があり、実人数はこれよりも少ない。

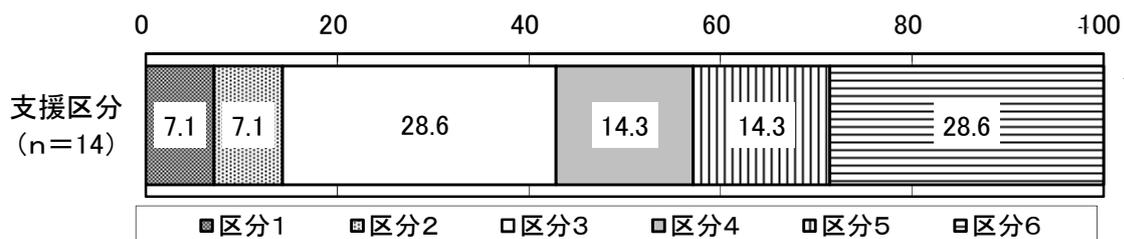
■各種手帳所持者の推移



(2) 障害支援区分の認定の状況

平成26年度末現在の障害支援区分の認定の状況をみると、認定を受けている人は14人(身体障害2人、知的障害11人、精神障害1人)で、区分別にみると、「区分3」と「区分6」が多く、それぞれ4人(28.6%)となっています。

■障害支援区分の認定の状況(平成27年2月現在)



第3章 計画の基本方針と平成29年度の目標の設定

3-1 基本理念

本計画は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

3-2 平成29年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を見込み、国の考え方を踏まえ、平成29年度末の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行」、「平成29年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減」としています。

本村においては、地域資源を最大限に活用しながら地域移行を進める一方で、施設入所待機者等を踏まえ、以下のとおり目標を設定します。

■地域生活移行者数の実績及び目標値

項 目		数 値	備 考
福祉施設 入所者数	平成25年度末 (A)	6人	
	平成29年度末 (B)	5人	
【目標値】	平成29年度末の 地域生活移行者数 (C)	1人	施設入所からグループホームなどへの移行した者の数 (A-B)
		16.7%	移行割合 (C/A)
	削減見込み (D)	1人	施設入所者の削減見込数 (A-B)
		16.7%	削減割合 (D/A)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者が地域で安心感をもって暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するための拠点整備を目指し、平成 29 年度における成果目標を設定するものです。

国の基本方針では、「平成 29 年度までに障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する」としています。

本村では、利根沼田自立支援協議会等において検討し、利根沼田圏域（川場村、沼田市、片品村、昭和村、みなかみ町）に 1 箇所整備することを目標として、具体的には地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備していきます。

■地域生活拠点等の整備目標

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数
うち面的な体制を整備	1 箇所	地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備
うち圏域で整備	1 箇所	利根沼田圏域に整備

(3) 就労支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の指針においては、「福祉施設から一般就労への移行について、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍」、「就労移行支援事業の利用者数について、平成 29 年度末における福祉施設の利用者を平成 25 年度末から 6 割以上増加」、「就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上」としています。

本村においては、現在の利用状況等を勘案し、下記の本計画期間中は見込まないものとします。

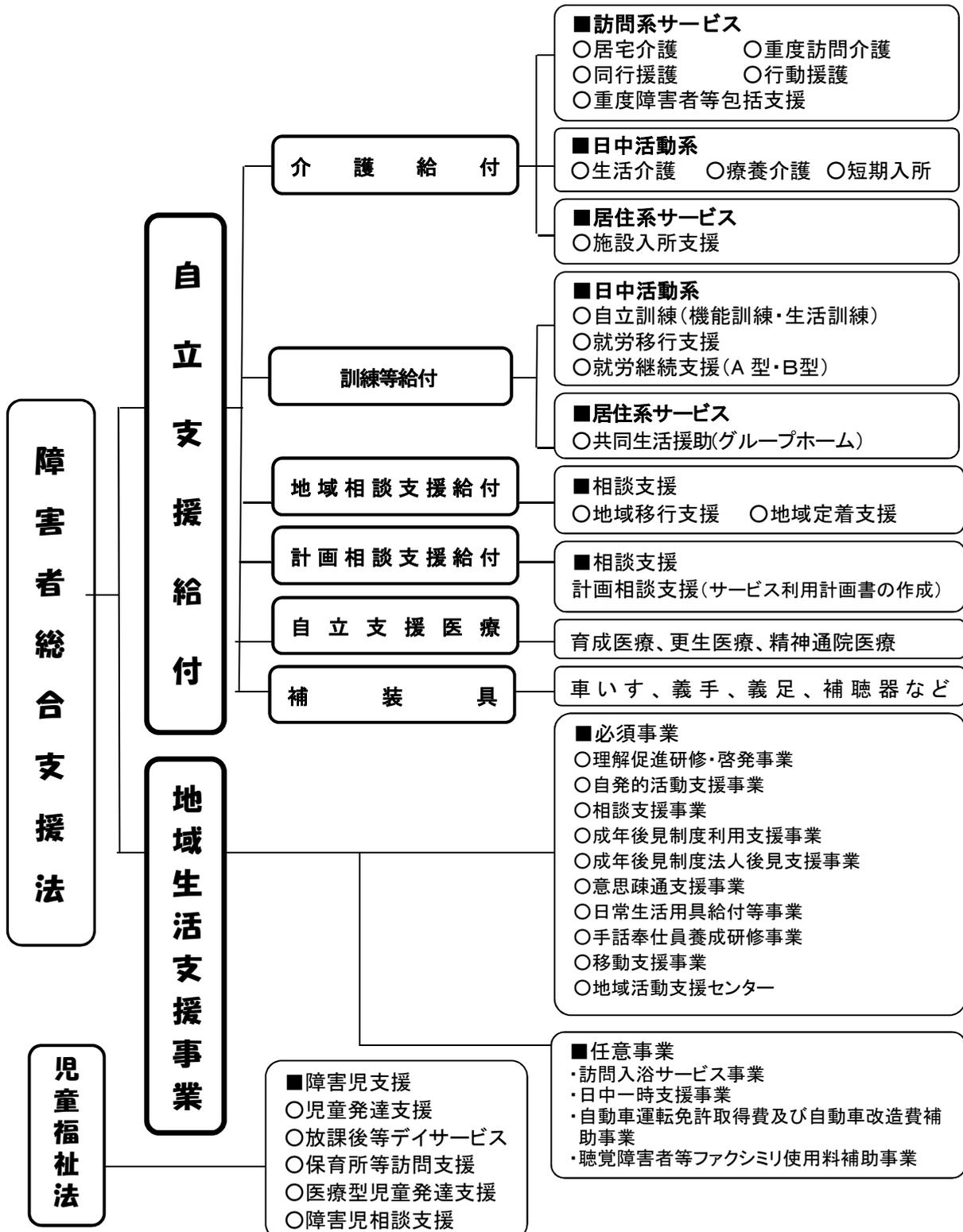
■就労支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行者	【基準値】平成 24 年度	0 人
	【目標値】平成 29 年度	0 人
就労移行支援事業所の利用者数	【基準値】平成 25 年度	0 人
	【目標値】平成 29 年度	0 人
就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所の割合	【目標値】平成 29 年度	0%

第4章 障害福祉サービス量の見込みと確保策

4-1 障害福祉サービスの体系

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。



4-2 障害福祉サービス量の見込み

本計画では、下記の障害者自立支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスについて計画期間中（平成27～29年度）の見込量、確保策等を定めます。

■障害福祉サービス	
○訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
○日中活動系サービス	②生活介護 ③自立訓練 ③就労移行支援、就労継続支援 ④療養介護 ⑤短期入所
○居住系サービス	①施設入所支援 ②共同生活援助（グループホーム）
■障害児支援	
	①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④医療型児童発達支援 ⑤福祉型児童入所支援 ⑥医療型児童入所支援
■相談支援	
○相談支援	①計画相談支援（サービス利用計画書の作成） ②地域移行支援 ③地域定着支援 ④障害児相談支援
■地域生活支援事業	
○必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 （障害者相談支援事業、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業） ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター
○任意事業	①地域ホーム事業 ②日中一時支援事業（登録介護者事業）（サービスステーション事業） ③日中一時支援事業 ④自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業 ⑤医療的ケア支援事業

(1) 訪問系サービス

①居宅介護支援

障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の精神障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

■利用時間・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間 （時間）	0	4	4	4	4	4
	実利用者数 （人）	0	1	1	1	1	1

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

■利用時間・実利用者数の見込み(月平均)

区 分		3期計画の実績			4期計画(利用見込み)		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
生活介護	利用時間 (時間)	176	176	176	176	176	176
	実利用者数 (人)	8	8	8	8	8	8

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障害者を対象に、一定期間(基本は18か月)のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供します。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に、一定期間(基本は24か月)のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

■サービス利用時間・実利用者数の見込み(月平均)

区 分		3期計画の実績			4期計画(利用見込み)		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
機能訓練	延利用日数 (人日)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
生活訓練	延利用日数 (人日/月)	23	23	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	1	1	0	0	0	0

③就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障害者を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供します。

公共職業安定所、近隣や地元の一般企業、特別支援学校、就労支援施設等との連携を強化し、支援の充実を図ります。

■利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	延利用日数 （人日）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0

④就労継続支援

i) A型（雇成型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

ii) B型（非雇成型）

年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業などを利用したが雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

■利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
就労継続支援A型	延利用日数 （人日）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	延利用日数 （人日）	66	88	110	88	88	88
	実利用者数 （人）	3	4	5	4	4	4

⑤療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

■サービス利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
療養介護	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

⑥短期入所

介助者の病気などの理由により障害者の介助ができなくなった場合、障害者・障害児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

■平均利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
短期入所（福祉型）	延利用日数 （人日）	0	0	0	14	14	14
	実利用者数 （人）	0	0	0	2	2	2
短期入所（医療型）	延利用日数 （人日）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

なお、障害者総合支援法が施行により、平成 26 年 4 月よりグループホームとケアホームが一元化されました。

■平均利用者数の見込み（月平均）

区 分		3 期計画の実績			4 期計画（利用見込み）		
		24 年度	25 年度	26 年度 （見込み）	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助	実利用者数 （人）	2	2	3	3	3	4

②施設入所支援

夜間での介護を必要とする障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

■サービス利用者数の見込み（月平均）

区 分		3 期計画の実績			4 期計画（利用見込み）		
		24 年度	25 年度	26 年度 （見込み）	27 年度	28 年度	29 年度
施設入所支援	実利用者数 （人）	6	6	6	6	6	6

(4) 障害児支援

①児童発達支援

身体障害や知的障害、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	延利用日数 （人日）	0	5	11	24	0	0
	実利用者数 （人）	0	1	1	1	0	0

②放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。

■サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
放課後等デイサービス	延利用日数 （人日）	0	0	42	81	108	108
	実利用者数 （人）	0	0	2	3	4	4

③保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

■サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	延利用日数 （人日）	—	—	—	0	0	0
	実利用者数 （人）	—	—	—	0	0	0

④医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行う事業です。

■サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
医療型児童発達支援	延利用日数 （人日）	—	—	—	0	0	0
	実利用者数 （人）	—	—	—	0	0	0

⑤福祉型児童入所支援

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う事業です。（県が実施主体です。）

⑥医療型児童入所支援

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行う事業です。（県が実施主体です。）

(5) 相談支援

①計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画作成にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。

■計画作成件数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	件数	3	3	1	2	2	2

②地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行う事業です。

■実利用者の見込み（年間）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
地域移行支援	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行う事業です。

■実利用者の見込み（年間）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
地域定着支援	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0

④障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

■計画作成件数の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	実利用者数 （人）	0	1	1	1	1	1

4-3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

未実施の事業については、ニーズを把握しながら、提供体制等を踏まえ、実施を検討します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業（新規）

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

区 分	3期計画の実績			4期計画		
	24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	—	—	—	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業（新規）

障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

区 分	3期計画の実績			4期計画		
	24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	—	—	—	実施	実施	実施

③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

障害者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

ii) 基幹相談支援センター・市町村相談支援機能強化事業

困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業で、本村では、利根沼田圏域で共同で基幹型相談支援センターを設置して対応しています。

区 分		3 期計画の実績			4 期計画（利用見込み）		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
基幹相談支援センター	箇所数	—	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

iii) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

区 分		3 期計画の実績			4 期計画		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
住宅住居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

区 分		3 期計画の実績			4 期計画		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑤成年後見制度法人後見支援事業（新規）

成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築など、法人による後見活動を支援する事業です。

区 分		3 期計画の実績			4 期計画		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	未実施	未実施	実施

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障害者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託しています。

■利用者数の見込み（年間）

区 分		3 期計画の実績			4 期計画（利用見込み）		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
手話通訳者派遣事業	延利用者数 (人)	0	0	3	0	0	0
要約筆記者派遣事業	延利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障害者・障害児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与する事業です。

■利用件数の見込み（年間）

区 分		3 期計画の実績			4 期計画（利用見込み）		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
介護訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件数	8	11	18	15	15	15
住宅改修費	件数	0	0	0	0	0	0

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障害者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

■研修実施回数（年間）

区 分		3期計画の実績			4期計画		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	回数	0	0	0	0	0	1

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

■サービス利用者数・利用時間の見込み（年間）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	0	1	2	2	2	2
	利用時間 (時間)	0	18	30	50	50	50

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障害者・知的障害者・精神障害者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

■サービス利用者数・利用時間の見込み（月平均）

区 分		3期計画の実績			4期計画（利用見込み）		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
他市町村の地域活動支援センター利用者	実利用者数 (人)	1	1	0	0	0	0

(2) 任意事業（その他の事業）

①地域ホーム事業

住居が必要な障害者に低額料金で居室を利用してもらえよう、施設に対して補助を行います。

現在、村内に地域ホームは整備されていませんが、他市町村のホームを利用した場合は補助を行います。

②日中一時支援事業（登録介護者事業）（サービスステーション事業）

障害児(者)の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者又は、県へ登録を行っている 24 時間対応型のサービスステーション)に介護を委託することで、障害児(者)の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。

③日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

④自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業

身体障害者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障害者の社会参加を促進する事業です。

⑤医療的ケア支援事業

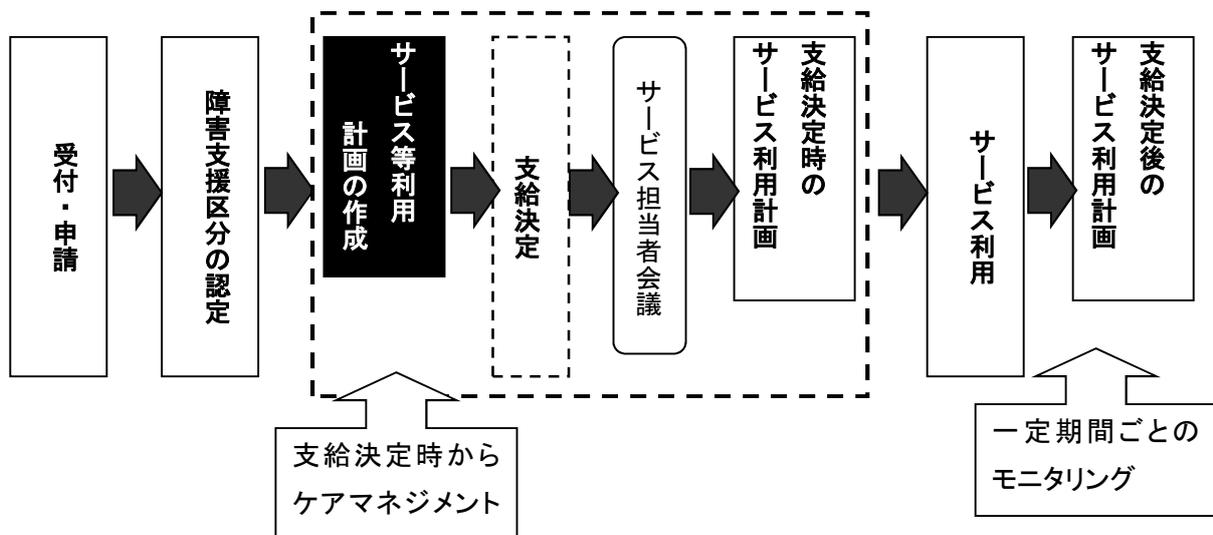
主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

4-4 総合的な支援体制

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者、障害福祉サービスを利用する全ての障害児を対象に、「サービス利用計画・障害児支援利用計画」（以下、「計画」という）案を作成します。また、定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画作成者は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所となります。



第5章 計画の推進、点検・評価

5-1 計画の推進

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、保健・医療などの多様な分野との連携を強化します。

計画の内容には、川場村単独で対応できないものも含まれています。国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、地域ネットワークの中核に利根沼田自立支援協議会を据え、ネットワークの強化及び社会資源の構築を推進し、目標達成に向け連携していきます。

また、障害福祉サービスなどの見込量の確保にあたり、サービス提供事業所とも連携を密にし、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

5-2 PDCAサイクルによる点検、評価

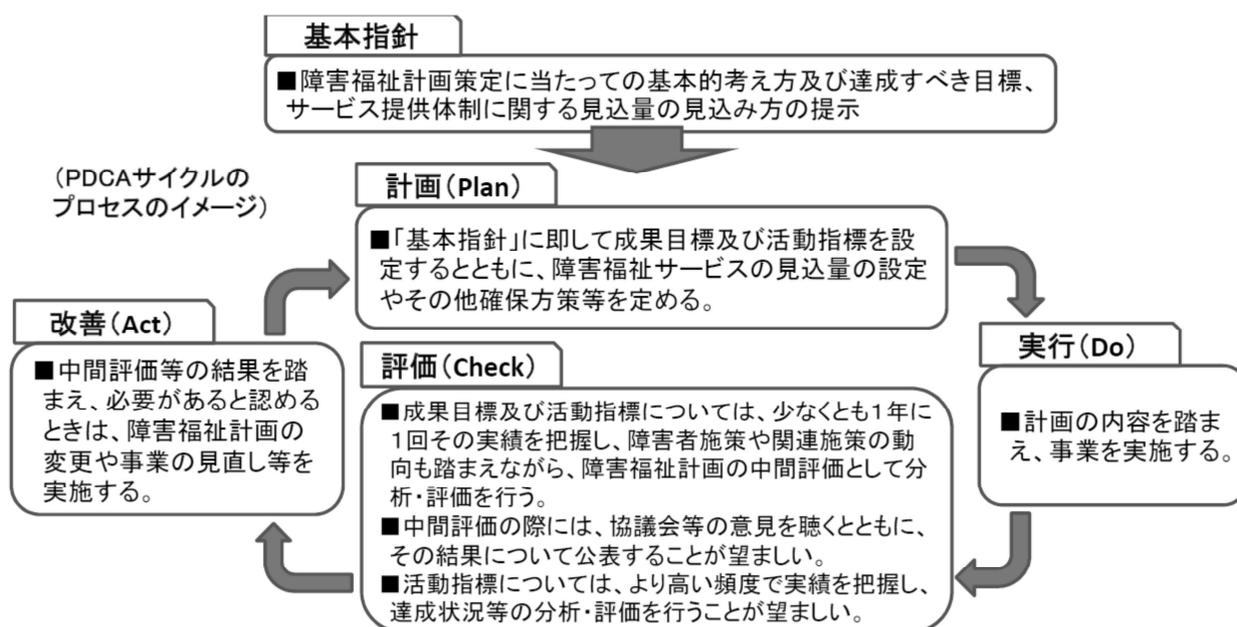
国の基本指針においては、PDCAサイクルのもとに市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。

障害福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

○評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

- ・障害福祉サービス等の福祉施策の評価は、単純に見込量や目標値の達成状況を数値のみで評価をするのは適切ではありません。それは、その人らしい生活をするためのサービス利用であり、数値目標に近づけるために、サービス利用の抑制につながることはあってはならないことや、限られた特定の人しか利用サービスの場合、利用状況により全体数に大きく影響を与えることもあります。
- ・一方、ひとつの評価尺度として、数値による達成状況を確認することも不可欠です。数値が低かった場合、供給不足で利用が少なかったのか、認知度が低いために利用が少なかったのか、類似サービスや代替サービスの利用が多かったのかなど、背景に焦点をあてた検証が不可欠です。

■PDCAサイクルのイメージ



資料：厚生労働省

第4期 川場村障害福祉計画

発行日 平成27年3月

発行 川場村

〒378-0101

群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL : 0278-52-2111 FAX : 0278-52-2333

URL <http://www.vill.kawaba.gunma.jp>

企画・編集 健康福祉課
